

タイトル	現場見学型オンライン講義の実施事例 - 横浜刑務所 オンライン見学 -
著者	種田, 健一郎; TANEDA, Kenichiro
引用	北海学園大学法学研究, 58(3): 87-101
発行日	2022-12-30

研究ノート

現場見学型オンライン講義の実施事例 ～横浜刑務所オンライン見学～

種 田 健一郎

はじめに

周知の通り、コロナ禍にあつて大学の講義形態は変革を余儀なくされ¹、様々な取り組みが行われると同時に、その反省・改善点等のフィードバックも行われている。学生アンケートによると、資料等の提示のみの講義、フィードバックが不足している講義、課題の量いわゆる「課題沼」という点に不満が多く、いずれも対面講義と比べての不満が多い²。一方で、オンライン講義が持つポテンシャルやメリットについては、復習のしやすさや、反転授業の有用性等が指摘されている。しかしながら、オンライン講義そのもののポテンシャルについては、対面講義と比較するという分析手法がとられるためか、あまり議論がなされていないと思われる。また、オンライン型講義形態そのもののポテンシャルを十分に認識しないまま、対面講義への回帰が進むと、オンライン型講義が持つメリット、利便性は一過的なものになってしまうのではないかと懸念される。

結論を先取りして述べれば、対面講義を基本としながら、講義各回のテーマ、教育効果の向上が見込める場面で、オンライン型講義を採用し、フィードバック面や、様々な理由から通学等に困難を抱える学生に対する講義のバリアフリー化というメリット面から講義のアーカイブを残すという講義形式が一つの理想ではないかと考えられる。本稿では、ポストコロナも見据え、現場見学型オンライン講義の実施事例を紹介する。

1. オンライン刑務所見学の概要

(1) 実施概要

筆者が北海商科大学で担当する「法社会の基礎（日本国憲法を含む）」

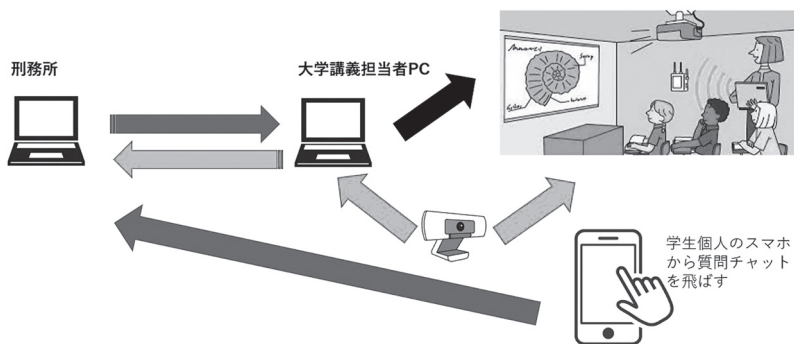


図 1

(以下、担当講義)において、オンライン刑務所見学を2022年7月12日に実施した。本年度の履修者数は90名であり、うち88名が参加した。

また、北海商科大学は商学部の単一学部である。したがって参加した学生の法学的知識は、法学部を卒業していない一般の国民と同等であると想定される。

プログラム内容は、①横浜刑務所参観ルート動画、同刑務所概要動画、コロナ禍における同刑務所の取組み(受刑者による刑務作業としての医療用ガウンの作成)紹介動画、②担当刑務官によるレクチャー、③担当刑務官と学生の質疑応答、④刑務官採用広報と刑務作業品の広報の4項目であり、およそ2時間程度のプログラムである。

以上のプログラムは、筆者PCと横浜刑務所担当刑務官PCの2者間をインターネットでつなぎ、筆者のPCと会場のプロジェクターをつなぐ形式で行った。また、会場(学生)の様子は筆者PCのアウトカメラから、刑務所側に送信されている(図1参照)。

以上の形式をO・P形式(オンライン・プロジェクター形式)と便宜上呼称する。

O・P形式を採用する理由として、大人数が参加するプロジェクトにおいては個別に通信障害等のエラーに対応することが困難であるが、O・P形式では2者間の対応となるため通信障害等のエラーに対応することが容易となる。ついで、刑務所施設内映像のコピー等を防ぐことの容易さがある。すなわち、大人数が受講する環境の中で、秘匿性の高い情報をその時間だけ使用するといった状況に向いている方式であると考えられたためである。

(2) オンライン刑務所見学実施の経緯と

Google Meet と Google Classroom の採用

① 実施経緯

今回、オンライン刑務所見学を担当していただいたのは、筆者と学部ゼミ以来の友人である横浜刑務所・坂本琢郎氏³である。筆者は坂本氏からコロナ禍において従前のように一般の刑務所見学ができていないことを伺っており、筆者の方から講義内でのオンライン刑務所見学を提案し検討を重ねた。

その中で、コロナ禍における刑務所見学のみならず、今後の刑務所広報ツールとしてのオンライン化のデザインにも話が及んだ。したがって、今回のオンライン刑務所見学の実施ツール等の選定にあたっては、汎用性・操作の容易性といった要素も含まれている。すなわち、今回のオンライン刑務所見学は、今後の刑務所広報ツールとして刑務所が単独で運用でき、かつ一般の人々も容易に参加できるプロトタイプの開発という目的もあった。

他方、当然のことながら、未だに終息をみない COVID-19 という困難な学習環境の中にあって、オンライン参観やオンラインゲストスピーカーなどによる、新鮮な知見を学生に提供し、座学だけではイメージをつかむことが難しいと思われる犯罪者処遇の現状等を具体的に提示すること等も目的とした⁴。

② Google Meet と Google Classroom の採用

様々なウェブ会議システムがある中で、Google Meet を採用した理由としては、インターネット環境さえあれば、利用可能である点が大い⁵。現場見学型は相手方（今回で言えば刑務所である）の環境を考慮する必要があり、換言すると、Meet 採用の理由は相手方の環境に過度に依存しない点が大い。この点は上述のように、一般参加の容易性（ウェブブラウザのみで参加可能である点）も考慮している。

Classroom の採用経緯については、通常講義で既に利用していた点が大いだが、その他、関連資料の共有、学生への提示、参加者への情報提供等が容易であることがあげられる。（また、刑務所として参加者の把握の必要性があり、且つ、双方がそれを容易に行うことができるという点も考慮した。）

教師

種田健一郎・法社会の基礎・北海商科大学

坂本横浜刑務所

生徒

生徒 18 人

☐

操作

図 2

例えば、今回の企画の場合、運営担当者は筆者と担当刑務官の 2 名となるが、Classroom ではそれぞれが、教師として資料のアップロードや参加者への情報発信が可能となる（図 2、図 3 参照⁶⁾）。

（3）事前質問と実施後の意見・感想の募集

上述のように、参加学生は商学部の学生である。そのため、予習として主として犯罪白書等の統計を利用した 30 分程度の予習動画を配信した。また、当日の質疑応答における沈黙の懸念から、予習動画を視聴した後に刑務所に対する事前の質問を Google フォームで募集した。この質問は担当刑務官と事前に共有している。当日、会場を沈黙が支配した

+ 作成

Google カレンダー クラスのドライブ フォルダ

日程調整と名簿

⋮

📅 日程調整と名簿

期限: 9月25日 ⋮

当日資料

⋮

📄 当日資料

投稿日: 9月20日

先方よりデータが書き次第UP。

CAPIC_カタログWEB.pdf
PDFR4 刑務官採用パンフ.pdf
PDF

資料を表示

予習

⋮

📄 犯罪白書 (令和3年版)

最終編集: 9月20日

図 3

場合に、質問をピックアップし回答してもらい、なんとか無理矢理に準双方向性を確保しようという意図があった。なお、学生に対しては、質問は匿名化した上で、担当刑務官と共有することを事前に告知してある。(実際、幸いなことにこの沈黙の懸念は杞憂に終わった、時間としてみると質疑応答の半分以上は学生が直接質問をする時間となった。) 事前質問のクオリティーは筆者と担当刑務官の予想を上回るものが多かったことから、参加学生の興味関心の高さがうかがえる。

また、オンライン刑務所見学実施後に学生の意見・感想を Google フォームを利用し募集した。これらについても事前質問と同様に匿名化した上で担当刑務官と共有している。学生からの評価は高く、ユニークな意見も散見された。

(4) 改善点

実施当日は通信障害等のエラーもなく、実施後の学生の評価も高いといえ、概ねオンライン刑務所見学は成功を収めたといえる。しかしながら、主として運営側にいくつかの改善点があったと考えられる。ここでは設備等のハード面を除く点について言及する。

上述したとおり、当日のプログラム内容は、①横浜刑務所参観ルート動画、同刑務所概要動画、コロナ禍における同刑務所の取組み（受刑者による刑務作業としての医療用ガウンの作成）紹介動画、②担当刑務官によるレクチャー、③担当刑務官と学生の質疑応答、④刑務官採用広報と刑務作業品の広報の4項目であるが、これを Google Meet の利用機能別、使用ファイルの拡張子別にカテゴライズすると表1の通りである。

表 1

	Meet 機能	ファイル拡張子
① 動画視聴	画面共有による配信	.mp4 x2
② レクチャー	ビデオ画面と、資料タブで画面分割	.pdf x1
③ 質疑応答		.pdf x2
④ 広報		.pdf x2

これらを画面共有およびタブ表示を適宜切り替えて使用したのであるが、pdf ファイルはプログラム内容に合わせて結合すべきであった。つまり操作工程を減らすという点が改善点の一つである。その他、ビデオ画面と資料画面を分けてスクリーンに投影する等、ユーザーインターフェース観点から改善点は多くあったと思われる。

2. 若干の考察

以上、現場見学型オンライン講義として、横浜刑務所のオンライン見学を紹介してきた。本稿では、これらの経験及び約3年に及ぶオンライン講義の経験からポストコロナも見据え、オンライン型講義のポテンシャルについて考えたい。

(1) 知識・経験の提供という観点

事後に提出された学生の意見・感想等にも見られる通り、通常の講義

では体験できないことに対する学生の評価は高いと思われる。「現場見学」が有用な講義はもちろん、筆者の講義のように必ずしもそれが必要ない講義であっても、学生の興味関心の喚起といった点から、「現場見学」型のオンライン講義は有用であると思われる。

また、「刑務所見学」という点に限っていえば、通常、「犯罪」という問題が報道される範囲は、事件内容や被疑者の逮捕、被告人の量刑という範囲にとどまる場合が殆どであり、受刑者の処遇といったことに触れる機会はあまりない。しかし、当然のことながら、「犯罪」という問題は、被告人の量刑が決まった時点で解決されるわけではなく、その被告人の社会復帰や、あるいは被害者の保護・救済、そしてこれらにかかるコストと犯罪対策など幅広いものである。結局のところ、被疑者が逮捕され、被告人の量刑が決定される事のみに関心が集中しているのが一般的であるが、「刑務所見学」はそこに、受刑者の処遇やそのコストといった新たな情報を提供することにつながる。(これらを通じて、「犯罪」という問題について、学生自身とは関係の無い問題として捉えるのではなく、積極的に考えていく姿勢につながるというのが理想である。)

少なくとも、「現場見学」型の視覚的インパクトは、学生の興味関心の喚起といった点に限っても有用であると考えられる。

(2) 学生の匿名化という観点

筆者はパンデミック当初よりオンライン型講義を実施しているが、質問者が匿名化されることで質問が容易となるといった学生の感想や、パンデミック以前の対面講義と比べて、学生の質問・意見・感想等の講義への反応が圧倒的に増えたという経験がある。これらのことから、講義の双方向性確保という点に、オンライン型講義ツールを今後も維持していくというメリットがあると思われる。

(3) 教育のバリアフリー化

今回のオンライン刑務所見学は、札幌市と横浜市に所在する2つの施設を繋いで行ったものである。今回と同じ事をパンデミック以前にリアルで行うと仮定した場合(88名の学生が横浜刑務所を実際に見学するということであるが)、移動に関する時間・費用、宿泊費等のコスト、また、88名という大人数であることからの受け入れ制限などが生じるが、オンラインであればそのような障害は生じない。まさにバリアフリーという

ことである。

そして、この教育のオンライン化によるバリアフリーは、コスト面という障害の除去だけを意味するわけではないし、おそらく大学教育に限った事でも無い。様々な理由、困難を抱える学生に対して、例えば通学が物理的に、距離的に困難である学生に対しては、オンライン講義は物理的な障害を取り除くことが可能であるし、その匿名性から精神的・心理的ハードルという障害を取り除くかもしれない。あるいは不登校児童・生徒について助けとなる可能性も考えられる。このようにオンライン講義形態は、教育のバリアフリー化、アクセスブル化に繋がる可能性を有していると考えられる。

（４）刑事政策的観点から

以下では、オンライン刑務所見学というテーマに限って、そのポテンシャルについて述べたい。

近年我が国では、耳目をひくような犯罪や、社会的に大きな問題となるような犯罪に対して厳罰化をもって臨む傾向が続いている。そして近年の厳罰化傾向はペナル・ポピュリズムに基づくものであるとの指摘がなされる⁷。またペナル・ポピュリズムの下では、「犯罪や刑罰の議論において、統計などを根拠として科学的な意見よりも、個人的な体験や常識といったわかりやすいものが力をもつようになり、それが厳罰化へとつながっていく⁸」とされ、「そうした傾向に対する歯止めをどのようにかけるかが問われている⁹」。

一方で、犯罪の認知件数および発生率について令和３年版犯罪白書から見てみると、「刑法犯の認知件数は、平成８年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万4,061件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、18年連続で減少しており、令和２年は61万4,231件（前年比13万4,328件（17.9%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。同年から令和元年までの5年間における前年比の減少率は平均9.2%であったが、２年は前年より17.9%減少¹⁰」している。

他方で、再犯者の状況は令和３年版犯罪白書によれば、「再犯者の人員は、平成８年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和２年は平成

18年と比べて39.9%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和2年は平成16年と比べて62.8%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は9年以降上昇し続け、令和元年にわずかに低下したものの、2年は49.1%」であり89,667人である¹¹。

また、同様に再入者の状況は、「再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和2年は9,640人であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続け、その後おおむね横ばいで推移しており、令和2年は58.0%」である¹²。

以上をやや強引にまとめてみると、犯罪認知件数は平成15年（2003年）から減少し、平成27年（2015年）以降戦後最小を更新している。一方で、2003年以降の主な刑法改正を振り返ってみると、2004年には有期懲役・禁錮の上限を15年から20年に、有期刑加重や死刑・無期刑減輕の場合の上限を20年から30年に引上げ（12条～14条）、強制わいせつ罪・強姦罪・強姦致死傷罪の法定刑が加重され、殺人罪・傷害罪・傷害致死罪の法定刑が加重され、強盗致傷罪の法定刑の下限引下げられている。2007年には、自動車運転過失致死傷罪（211条2項）が新設され、2010年には死刑の時効が廃止され、懲役または禁錮10年以上の時効が延長されている。また、直近では侮辱罪の法定刑が引き上げられるなど、いずれも厳罰化の傾向を表しているといえる。

そして、このような改正の背景には前述のペナル・ポピュリズムがあり、そしてそのペナル・ポピュリズムの背景には統計や科学的根拠に基づかない、国民の犯罪に対する不安が存在し、わかりやすく、見えやすい厳罰化要求へと繋がっていく。この点、内閣府「治安に関する世論調査（2022.3.31）」によれば、「ここ10年で日本の治安はよくなったと思うか聞いたところ、「よくなったと思う」とする者の割合が44.0%（「よくなったと思う」8.5%+「どちらかといえばよくなったと思う」35.4%）、「悪くなったと思う」とする者の割合が54.5%（「どちらかといえば悪くなったと思う」44.5%+「悪くなったと思う」10.1%）となっている。¹³」としており、半数以上の調査対象者が事実と異なる認識を抱いていることがわかる。

他方で、厳罰化の当然の帰結として、施設内処遇年数が長くなり、“犯

罪者”や“犯罪”に対する国民や社会の認識もあいまって、再統合が難しくなる。これが、上述の再犯者・再入者の高止まり傾向の一因であると考えられる。近年の厳罰化傾向や再犯率の高さといった問題は、国民の根柢のない不安やわかりやすさを求める傾向、メディア等の過剰な報道に対するリテラシーの欠如など国民側に責任の一端があるといえる。

上述のように、ペナル・ポピュリズムの中核的要素が「統計などを根柢として科学的な意見よりも、個人的な体験や常識といったわかりやすいものが力をもつ」ことにあるとすれば、これに対抗するには、正確な統計をわかりやすく、刑事政策がけして国民自身とは無関係ではないという個人的体験を提供することが一つの策ではなかろうか。

すなわち、問題の一つとして、刑事政策に関するデータ、犯罪者処遇政策の内容やその帰結、あるいは犯罪者処遇政策に関する費用対効果といったことの国民への周知不足があると考えられる。この点について、オンライン刑務所見学（より広範に刑事司法関連施設見学）は周知形態として、一つの可能性を示すと考えられる。

また、「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるもの¹⁴」として位置づけられる主権者教育という観点からは、「犯罪」という問題を、一連のプロセスとして捉え、その対策つまり、犯罪問題の解決を学生自身が考察するという一つのメソッドとしての方向性を示すものと考えられる。

これらの点については、実施後の学生の感想・意見に表れている。例えば、受刑者一人あたりのコストについての質問があり、それがおよそ200～300万円程度という回答があったが、これについては、様々な反応があり、学生を悩ませていた。また、医療用ガウン作成を受刑者が行っていたことに関しては多くの学生はそのことを知らず、この点が報道されないことに疑問をもったり、受刑者の社会貢献に感銘を受けたり、感謝の言葉を述べる学生も少なくなかった。また、社会復帰に向けた取り組みについても高い関心を示していた。

刑務作業品とその販売について、知らない学生が多く、刑務作業品のクオリティーの高さに驚くとともに、機会があれば購入してみたいとの意見が多くみられた。また、コレワーク¹⁵について『コレワークという出所者向けの就職支援のサービスがあることを知らなかった。興味を持ち調べた結果、コレワークの窓口が二か所しかなく少ないと感じ、理

由が気になった。コレワークで受刑者は臆することなく相談ができる環境が整っていることや、企業も事情を理解して採用するといったことから、自分はもっとコレワークを拡大し理解を得ることができれば、規模を拡大するべきだと考えた』といった的確な指摘もみられた。

全体としてみると、学生は、社会復帰に向けた取組みや再犯率の高さについて言及する感想が多く、「犯罪問題」を新たに得られた知見から考察することができていたと思われる。また、刑務所や受刑者に対する認識が変化したという学生も多くみられた。最後に、一般国民が抱く認識を抱いていると想定できる商学部の学生に対して“刑事政策がけて国民自身とは無関係ではないという個人的体験を提供”することによる認識の変化は見られるか否かという観点について、理想的な学生の意見を以下に紹介する。

『服役中に様々な社会貢献をし、様々な技術を会得した受刑者を釈放後、前科があるといって拒絶したり、犯罪者の家族は犯罪者だといって社会から排除しようとする返ってまた罪を犯してしまい、刑務所での更生が無駄になってしまう。そのため、私達がすべきことは拒絶することではなく、釈放される者を受け入れることだと考える。』

（５）刑務所の観点から

担当刑務官である横浜刑務所・坂本氏によれば、今回のオンライン刑務所見学は以下の点で意義があるという。

「当所における施設参観については、都市部に位置する刑務所として、従前から、更生保護関係者、大学生等をはじめとする様々な団体の施設参観を積極的に受け入れてきたものの、近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和２年１１月に実施したのを最後に、施設参観（マスコミ取材等は除く。）を実施できていない現状にあります。しかしながら、参観を通じて、刑事施設における矯正処遇等の実情について社会一般の正しい理解を得ることは、出所後の就職や住居の確保等に資することにもつながり、再犯防止を推進する上で非常に有益であるほか、大学生に対する参観は、刑務官という職業に触れる絶好の機会となり、刑務官採用試験の広報としての役割も担っていたことを踏まえると、この

ま、コロナ禍を理由にして参観を実施しないことは、当所のみならず今後の矯正全体にとってマイナスとなることが懸念され、ウィズコロナ禍における新しい参観の在り方を検討する必要が急務¹⁶」であり、オンライン参観はこの点で意義を有すると考えられる他、学生の意見に触れることについては、『「脱獄や所内でのいじめやけんかはあるのか」、「無期懲役の者は出所できるのか」、「外国人受刑者に対する処遇についての違いはあるのか」、「受刑者にどのくらいの費用がかかっているのか」などの質問がなされ、忌憚のない質疑応答ができたほか、オンライン参観実施後に大学側から提供された感想レポートでは、刑務所や受刑者に対するイメージや考え方が変わった、再犯防止の取組として職業訓練の実施や社会貢献作業として医療用ガウンの製作をしていたとは知らなかった、刑務官という職業を知る機会となったなど好意的な感想が数多くあり、本職としても、大学生の率直な意見や感想に触れることができ、大変有意義なもの¹⁷』となったとのことである。

3. おわりに

本稿では、現場見学型オンライン講義として横浜刑務所のオンライン見学を紹介し、ポストコロナを見据えオンライン講義のポテンシャルについて若干の考察を行った。

オンライン講義形態は、①学生のメリットとしての側面（インパクトのある経験による学習、匿名性から質問等がしやすい）、②オンライン形態そのものが持つ特性から、教育のバリアフリー化に繋がる可能性というポテンシャルを有していると考えられる。一方で、オンラインであるか否かを問わず刑事司法関連（施設）の広報、情報公開という観点からは、犯罪という社会問題を冷静に議論・考察することを可能とするという可能性を見いだすことができると思われる。

未だにコロナは予断を許さない状況にあると思われるが、仮にコロナが終息した場合に、コロナ以前に全てを戻すということになれば、上述したオンライン講義形態のメリットは失われてしまう。今後、必要な議論は、対面かオンラインかという議論ではなく、双方のメリットを組み合わせた講義デザインを考察することではなかろうか。

対面講義を基本としながら、講義各回のテーマ、教育効果の向上が見込める場面で、オンライン型講義を採用し、フィードバック面や、様々な理由から通学等に困難を抱える学生に対する講義のバリアフリー化と

いうメリット面から講義のアーカイブを残すという一つの講義形態を述べて本稿の締めくくりとしたい。

謝辞

今回のオンライン刑務所見学は横浜刑務所の坂本氏をはじめ、横浜刑務所の職員の皆様、関係各位のご協力・ご尽力があって無事成功を収めることができました。ここに紙面を借りて、関係各位のご厚意に心からお礼申し上げます。

注

- ¹ 筆者の場合、コロナ初年度は大学の設備も整っていないため、個人的に講義ウェブサイトを開設し動画をアップロードするという形式で、コロナ次年度以降は、Google Classroom と Meet を利用し、リアルタイム配信とアーカイブ配信という形式で講義を行った。
- ² 大学実施アンケート及び筆者が講義内で行ったアンケートにも、そのような講義に対する学生の不満が記載されていた。
- ³ 肩書きは、「横浜刑務所処遇部作業部門・統括矯正処遇官・法務事務官・看守長」である。
- ⁴ 学生との雑談の中で、刑務所の話をしたところ、見学を希望する旨の発言があったことも実施理由の一つである。
- ⁵ Google アカウントが必要ではあるが、この点は多くの人が既にクリアしていると思われる。
- ⁶ 図2および図3は、今回紹介する事例のものではなく、執筆時点で実施予定のオンライン刑務所見学に関わる Classroom のキャプチャ画像である。
- ⁷ 川出敏裕・金光旭『刑事政策 [第2版]』（成文堂、2018）122 頁。
- ⁸ 前掲・注7
- ⁹ 前掲・注7
- ¹⁰ https://hakusyol.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_1_1_1_1.html
- ¹¹ https://hakusyol.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_5_2_1_1.html
- ¹² https://hakusyol.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_5_2_3_1.html
- ¹³ <https://survey.gov-online.go.jp/hutai/tindex-all.html>
- ¹⁴ 「主権者教育の推進に関する検討チーム中間まとめ概要」『主権者教育の推進』（文科省ウェブサイト）https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm
- ¹⁵ <https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>
- ¹⁶ 「潮風」横浜刑務所第611号（令和4年9月1日発行）3～6頁。その他、筆者が坂本氏（担当刑務官）に対して行った聞き取り調査の結果も同旨であった。
- ¹⁷ 前掲・注16

付記

本稿執筆中の2022年11月22日、北海学園大学法学部・飯野海彦教授のゼミナールに於いて、横浜刑務所のオンライン参観第2回目を横浜刑務所関係各位および飯野教授のご協力のもと実施した。

【実施状況】

ゼミ教室に集まった学生については、上記O・P形式で参加し、当日ゼミ会場での参加が困難であった学生数名については、Google Meetリンクにダイレクトにアクセスするという形式をとった。なお、筆者はコーディネーターとして後者の形式で参加した(図4参照。*筆者PC画面のキャプチャ画像)。



図 4

【実施概要】

横浜刑務所概要動画、同施設参観コース動画(工場等の内部を実際に移動撮影したもの)、刑務官採用・刑務作業品の広報、質疑応答を含めたおよそ90分のプログラムであった。

メインの担当刑務官は、本文中で紹介した坂本氏、採用広報を担当されたのは横浜刑務所庶務課長・関氏である。本文中に記述した反省点を踏まえ、ブラッシュアップした形で実施された。質疑応答も活発なものであり、概ね成功を収めたといえる。

【まとめ】

第2回オンライン参観では、横浜刑務所とゼミ教室、各学生のデバイス間を接続する形式が試みられた。若干大学側の回線状況が悪い時間帯

もあったが大きなトラブルも無かった。

これら2回のオンライン参観の実施形式を通じ、現状考えられるアクセス形式を試したこととなる。すなわち、①主催者側⇔大人数大会場(O・P形式)、②主催者側⇔個人、という接続形式である。これらの接続形式の成功は、現場見学型オンライン講義のポテンシャルのみならず、刑務所の広報ツールとして高いポテンシャルを示すと考えられる。

実際、横浜刑務所内の高度な衛生管理が求められる「製麺工場」にはリアル参観では立ち入ることはできないが、オンラインでは参観することができた。つまり、オンライン上では、実地の場面で求められる、セキュリティ・衛生・見学者の安全管理といった問題を容易にコントロールすることができる。このことは、より「社会に開かれた刑務所」を目指す一助となるのではなかろうか。

